

金融庁企画市場局市場課 御中

2020年10月13日

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役 丸木 強

市場制度ワーキング・グループにおける議論について

貴庁HPにて公開された、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一回において配布された資料（以下「本資料」といいます。）を拝見いたしました。

特に、海外から金融事業者・高度金融人材を呼び込むことで、日本市場の活性化を図ることを目的として、業規制等の緩和と税制改正が検討されると理解しております。

日本市場を国際金融センターとして発展させていくための素晴らしい施策であり、是非とも推進していただきたいと存じます。

さて、弊社は、2012年10月に適格機関投資家特例業務の届出を行い、2014年6月に投資運用業（適格投資家向け）の登録を受け、さらに2015年9月に投資運用業の登録を受けました。弊社の運用方針は日本の上場株式への投資であり、本日現在、顧客の約92%が海外投資家であります。

本資料のうち資料3の19ページにあるように、主として海外の資金のみを運用する海外事業者について、日本において税制の優遇が受けられるのであれば、公平な競争条件の観点から、既に日本において主として海外の資金のみを運用する事業者も同じ税制が適用されるべきであると考えます。

弊社は、資料で指摘されている「規制・税制面でのボトルネック」を厭わず、海外に出ることなく日本で約8年事業を継続してきたと自負しております。

海外事業者を呼び込むために、国内の同種事業者が競争上不利となり、事業の縮小や退場を迫られるようなことになれば、本末転倒です。海外顧客のために投資運用業を営む国内事業者が競争上不利にならないよう十分なお配慮賜りたく、お願い申し上げます。

以上